

1 『印象派』NO. 4 4 216. 09. 30 (自治労学校事務協議会機関誌)

2 「学校給食費の公会計化」実現に向けた実践への誘い

3 教育行財政研究所 中村文夫

4 1 藤沢市教委職員の給食費着服の教訓

5 学校給食費について文部科学省が毎年保護者の未納問題に焦点を当てて調査を行っている。
6 しかし、学校給食費の問題は未納問題だけではない。地方公務員による着服という不正行為も
7 頻発しているのである。神奈川県藤沢市教育委員会は、「学校給食課職員による給
8 食費の着服について」(2016年7月19日)を発表した。内容を一言で言えば、市教委学校給
9 食課に在籍し長年にわたって学校給食費を担当していた課長補佐・主幹(当時)が集金し
10 た食材費約6千5百万円を私的に流用していたことが、食材業者から未払いのクレームに
11 より発覚したというのである。着服がどうして可能であったのか、3つの視点から見ても
12 よう。一つはダブルチェックがなかったことである。二つに発覚したのが公会計化の導入
13 によってであることである。三つに学校給食課と学校給食会との関係の不明朗さである。

14 一つ目の視点である。藤沢市では学校給食に関して学校長口座から支払う一般購入物資
15 と県物資。それに今回着服された学校給食会を介した共同購入物資があった。従前は各学
16 校への共同購入分の食材費請求をする職員、学校からの振り込み確認と業者支払いをする
17 職員と複数で業務を担っていたのを2011年からは一人で行う学校給食課の体制となり、食
18 材納入業者への支払を私的流用(2011~4年間)することが可能となった。ダブルチェック
19 ができなくなったのである。藤沢市は「銀行での振り込み手続きを、ほぼ一人に任せてし
20 まっていたこと、振り込み後の通帳チェック体制が取れていなかったこと、私会計から公
21 会計制度への移行の際、決算確認を怠ったことなどにより、不正の防止及び早期発見がで
22 きなかったこと」と3つの課題を挙げている。

23 二つ目の視点として、2014年度から中学校給食(デリバリーか弁当持参選択)の試行が
24 始まっていた。そして、公会計制度への移行は2015年度からであり、学校給食課は業務変
25 更の最中でバタバタしていた印象を受ける。この不正が暴かれたのは、公会計化によって
26 自転車操業をしながら露見を免れていた共同購入分の支払いが不可能になったことからで
27 ある。公会計化が実施されなければ、発覚はさらに遅れたかもしれない。

28 三つ目の視点として、共同購入分の支払いを学校給食会が実施していたことである。藤
29 沢市の学校給食会は教育長を会長に校長が構成員となって組織された団体であり、事務局
30 を学校給食課に置いていた。藤沢市の学校給食会は「人格のない社団等」と思われる。そ
31 こでは競争原理の働いた共同購入物資の購入契約をし、また監査が行われていたのだろう
32 か。トンネル会社的に便利に使われた団体ではなかったとは言い切れない。公会計化され
33 た2015年度以降は学校給食会の物資購入の関与はなくなっている。

34 TVのワイドショーで取り上げられた映像では議会で保護者の未納問題について得々と説
35 明する着服した職員の映像が流れていた。未納対策の担当者であったとされ、ある市会議
36 員は未納問題を着服の隠れ蓑にしていたのではないかと発言している。そうであるならば、
37 最低の事件である。事件の原因は個人の資質の問題以上に、学校給食を実施する会計処理
38 システムの欠陥の問題が大きいといえる。

1 藤沢市の事例から教訓とすることは、一つは私会計から公会計化へとシステムの変更を
2 しなければ、発覚は難しかったことである。藤沢市も再発防止に言及し「2015 年 4 月から
3 学校給食費が公会計されたことにより、今後、同様の手口による着服が行われることはあ
4 りません」と断言している。二つに会計に関しては、ほかの手口もあり得るからダブルチ
5 ャックは必要である。この点、教委事務局以上に学校においては、学校事務職員、あるい
6 は学校栄養職員等が一人で会計業務を担うケースが多く、一人職種ではダブルチェックが
7 難しい。現行の給食会計制度の脆弱性は藤沢市だけではなく、全国的な課題である。

8 2 給食費の公会計化に向けた新たな局面

9 給食費等の公会計処理について、新しい局面を迎えている。文科省は、2016 年 6 月 13 日、
10 「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」
11 による報告書「学校現場における業務の適正化に向けて」を出し、同月 17 日には周知等を
12 促がす通知を各都道府県に送った。この報告書は教員の多忙化解消を狙いとしており、教
13 員が教授活動に専念できるようにするために部活動負担軽減などに言及している。この中
14 で給食費等の学校徴収金に関して公私費どちらでもよいとして長く混乱を招いてきた 1957
15 年行政実例に代わって、「学校を設置する地方自治体が自らの業務として行う環境整備を推
16 進」するとした文科省の新たな見解が示された。これは自治労学校事務協議会が長年主張
17 してきた当然の視点であるが、文科省が踏み出したことは画期的なことである。

18 文科省タスクフォース報告書は教員の多忙化解消に問題意識にあるが、教員の多忙化と
19 は学校職員全体の多忙化の象徴的な表現であり、学校事務職員が暇なわけではない。ダブ
20 ルチェックができるように学校事務職員の全校複数配置が必要である。だが、複数配置が
21 標準定数法の基準から困難であるならば、教委事務局で集中的な公会計処理をすることが
22 妥当である。タスクフォースの見解でも教委で集中的に公会計処理をすることで効率化が
23 実現できた事例が例示されている。

24 新たな見解を具体化する財源も明らかにされた。文科省は通知の中で「このとりまとめ
25 に基づき、制度の整備や必要な予算措置も含めた業務改善のための方策を実施し、学校現
26 場における業務の適正化に向けた支援を取り組みます」と述べている。自治労学校事務協
27 議会平野正志議長の話折衝に応じて生涯学習政策局情報教育課庶務・ICT環境整備係
28 長は給食費等の学校徴収金の公会計化について、第 2 期教育振興基本計画（2013 - 2017 年
29 度）にある統合型校務支援システム等整備にかかる経費（単年度 1678 億円、1 校当たり小
30 学校費 564 万円、中学校費 563 万円）から実施費用を自治体判断で活用できると回答した
31 （2016 年 6 月 28 日）。条件は整った。2012 年現在、学校給食費の取り扱いで公会計の実施
32 率（学校数）は小学校で 28.2%、中学校が 37.4%であり合計では 30.9%である（文科省
33 「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について」）。後発の中学校の給食実施と合わ
34 せて公会計化をするケールが多く、このことが中学校の率が高い結果となっていると推測
35 できる。小学校はほとんどの地域で完全給食を実施しているが、中学校では都道府県ごと
36 にその差が激しい。実施率の低い県は神奈川県 25.0%、大阪府 43.2%、兵庫県 53.7%、滋
37 賀県 55.0%、高知県 62.0%、京都府 63.0%、三重県 66.5%、和歌山県 68.8%、奈良県 69.5%、
38 である（文科省、「平成 25 年度 学校給食費実施状況調査」）。その神奈川県の自治体でさ

1 え中学校の学校給食を実施する傾向が高まっている。たとえば、横須賀市は中学校の給食
2 実施に合わせて公会計化を検討している。学校給食法で奨励されているのであるから、普
3 及拡大が望まれるものである。それはまた福祉政策の視点から見ても、貧困世帯の子ども
4 たちにとってはセーフティネットの役割を果たす。

5 給食費の公会計化を実施する場合にはこれまで述べてきたことを基本とし、未納率が高
6 まるなどの批判にこたえるためにも私債権条例や専門的な徴収員の配置、さらにはコンビ
7 ニ払いなどの払い込み方法の拡充など様々な方策を同時に検討する必要がある。これらの
8 ことについての具体的な解決策については、『子どもの貧困と公教育』（明石書店）の付録
9 「学校給食費の公会計化を目指す人のための Q&A」を活用してほしい。

10 3 発展的な二つの課題

11 給食費の公会計化は今後、地教委の集中処理方式で拡大すると考えられる。学校現場や
12 教委内での不正経理が皆無となることが期待できる。それだけではなく支払う保護者にと
13 っても会計の透明性、振込手数料の無料化、未納の場合の子どもへの見せしめ的ともいえ
14 る給食提供の差し止めの危険性の排除などメリットも多大である。一刻も早い公会計化が
15 望まれる。この上に立って発展的な課題として二つの事柄に触れたい。

16 一つに学校徴収金の約半分のウェイトを給食費が占めるとはいえ、教材費や修学旅行費
17 など授業活動に必要な経費も税外負担をさせている地域や学校がほとんどである。給食費
18 以外の学校徴収金の取り扱いが課題である。給食費は学校給食法第 11 条第 2 項によって保
19 護者からの食材費負担金の徴収が可能となっている。ほかの教材費、修学旅行費などは、
20 どこの法律にも徴収することを可能とする文言は存在しない。公教育という公共事業にあ
21 って税外負担をする場合には、法令に基づく必要がある。ない以上は違法な行為である。
22 さらに、取り扱いでも公会計化せずに校長や担当教員の口座（校長という肩書のついた口
23 座であっても私的口座であることには変わりがない）で金銭の保管・出し入れをすること
24 は違法である。地方自治法第 210 条（総額予算主義）により一切の収入および支出は歳入
25 歳出予算に編入することとされている。また同法第 235 条の 4（現金及び有価証券の保管）
26 により政令で定めたもの以外の現金の取り扱い及び保管は許されていない。地方公務員は
27 この原則を曲げて業務に携わることはできない。香芝市では修学旅行費の公会計化をする
28 だけではなく、公的な業者選定委員会を設置し透明性を図っている。今日まで、教材費等
29 の徴収額の削減と公費化に取り組んできたたくさんの学校事務職員の歴史があるのである。

30 二つに給食費等の学校徴収金の未納問題や不正行為の問題の解消は、課題解決の入り口
31 の話であってそれ自体が目的ではない。では何が目的であるのか。公教育、とくに義務教
32 育は日本国憲法第 26 条に書かれているように無償化が当然である。誰でもが人生の中で一
33 度は受ける公的サービスを受業者負担ではなく、無料で受けられるために税金を払ってい
34 るのである。教育福祉の原則は無償化である。これが目的であり、すでに学校給食費を全
35 員全額無償としている自治体も相生市など 44 団体、さらに一切の学校徴収金を取らない早
36 川町など自治体も 7 団体を数えることができる。だが、全国的に広げるには常に財源はど
37 こにあるのかという課題に直面してきた。たとえば、2016 年 3 月 11 日の第 28 回経済財政
38 諮問会議で民間委員から出された試算では給食費の無償化経費 5120 億円である。2016 年 4

1 月 28 日、参議院厚生労働委員会で福島瑞穂議員が給食費無料化はオスプレイ 2 機分だと迫
2 ったのに対して、文科省（藤原章夫政府参考人）が答えた金額は 4460 億円である。だが 2016
3 年度の文科省「学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進」費用はわず
4 かに 32 億円でしかない。どこに財源があるのか。そのヒントとなるのが、普遍主義による
5 改善を唱える井手英策が示す次のような見解である。教育への「投資のために、財源をど
6 こから捻出すればいいのか。例えば、既存の枠組みでいえば、道路や橋の建設など公共事
7 業の費用をまかなうために国が発行する「建設国債」が利用できます。建設国債は既に有
8 利子の奨学金の財源として利用されてきました。これを踏まえれば、建設国債の投資対象
9 に「子ども」と入れるだけで良い。これは財政法を書き換えるだけで、簡単にできる。し
10 かも、教育の充実で将来的には税収が増えることが想定されるので、子どもが大人になっ
11 て借金を返してくれるわけです。「未来の子どもにツケを残さない」というかけ声の元で新
12 たな借金を抑制する流れがありますが、今借金をすれば今の子供たち、つまり将来の大人
13 たちが返してくれる。」（「参院選 2016 10 代からの社会保障<ロングインタビュー> 井
14 手英策・慶応大教授」 東京新聞 2016 年 7 月 8 日）

15 工夫もせずに財源がないと繰り返す官僚の言辞に乗せられては、社会の改善は永久
16 にもたらされない。

17

18 4 本気度が試される

19 学校事務職員は学校にいるだけでは、その存在意義は希薄である。教育財政への、とく
20 に子どもの貧困問題への果敢な取り組みをして初めて「学校にいてこそ」の意義が生まれ
21 る。自治労学校事務協議会は長年、公教育の無償化を掲げて取り組みをしてきた。その成
22 果の一つは民主党政権時代の高校授業料無償化である（現在は年収 910 万円以内という選
23 別主義）。当初の提案が保護者へ授業料分を手渡す教育バウチャー方式であったのを、設置
24 者へ財政を投入する方式へ変更するように強力な取り組みを行ったのであった。

25 もう一つは学校徴収金という学校には非公式な財布があるという不都合な真実を改める
26 取り組みである。これまでの成果の上に、今回の文科省の新見解と財源的な保障を受けて
27 各単組での取り組みが始まっている。たとえば県本部の運動方針に給食費の公会計化の項
28 目が盛り込まれている山口学事労では 2016 年夏季行動として、7 月 12 日、県教委に要請
29 書手交、7 月 21 日、自治労山口県本部に各市町への取り組み要請の相談、8 月に入って同
30 本部単組代表者会議にて、給食費の公会計化の推進の依頼。同政治定例会にて、県市議会
31 議員への協力要請。県本部委員長、市町単組委員長、学事労委員長の連名による、各市町
32 長へ給食費の公会計化の推進の要請書を發文している。

33 学校給食費は、設置者である地方自治体の責任で会計処理するという原則を実現するこ
34 とが大切である。つまり、公会計化すること、財源は統合校務支援システム費から捻出で
35 きること、そして、ダブルチェックが可能なように教委事務局と学校事務との業務の分担
36 の見直しを行い、歳入に関しては教委事務局で一括処理し、歳出に関しては自治体ごとの
37 会計条例、規則の改正も視野に入れながら合理的な方策を実現すること、あわせてそれは
38 ゴールではなく無償化に向けた出発点であることを共通理解として確認し、実現すること

- 1 が肝要である。
- 2 公教育の質や学校給食の在り方という根本的な問題を論じるのは構わない、しかし教育
- 3 機会の平等を保障するなかでの話である。地域の宝物である子どもたちが世帯の財政状況
- 4 にとられることなく楽しく学校生活を送れるように日々奮闘している自治労学校事務協
- 5 議会の学校事務職員にとって、公会計化の取り組みでその本気度を示す良い機会である。